

議案第 1 号

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 2 4 日 提出

我孫子市長 星 野 順一郎

提案理由

円滑な人材の確保のため、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対し支給する初任給調整手当を新設し、及び給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が 7 級の職員について減額割合を改定するため提案するものです。

我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類
及び基準に関する条例の一部を改正する条例

(我孫子市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 我孫子市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）
の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p> <p><u>（初任給調整手当）</u></p> <p><u>第9条の2 特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額20,000円を超え</u></p>	<p>(給料)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 給料は、正規の勤務時間（我孫子市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第2条に規定する勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であつて扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当を除いたものとする。</p>

ない範囲内の額を、採用の日から5年以内の期間、採用の日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当（地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第2項に規定する第一種初任給調整手当に限る。以下同じ。）として支給する。

2 前項に規定する職に在職する職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給する。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の3 第6条第3項から第9項まで及び第9条の2から第10条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（令和8年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）

18 令和8年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第21条の3 第6条第3項から第9項まで、第10条及び第10条の2の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

（令和7年4月1日から当分の間に支給する給料の特例）

18 令和7年4月1日から当分の間、給料表の適用を受ける職員（定年前

再任用短時間勤務職員を除く。)のうち、その職務の級が7級及び8級のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 職務の級が7級の職員 100分の0.5

(2) 職務の級が8級の職員 100分の1

別表第2(第5条関係)

等級別基準職務表

表略

備考

- 1 この表において「市長事務局」とは、地方自治法第158条第1項の規定により市長が設ける内部組織をいう。

2 略

再任用短時間勤務職員を除く。)のうち、その職務の級が7級及び8級のものに係る給料月額は、給料月額から当該給料月額に100分の1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

別表第2(第5条関係)

等級別基準職務表

表略

備考

- 1 この表において「市長事務局」とは、地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項の規定により市長が設ける内部組織をいう。

2 略

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<u>初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>(初任給調整手当)</u></p> <p><u>第5条 初任給調整手当は、特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対して支給する。</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条 <u>第5条及び第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p><u>第5条 削除</u></p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第14条 <u>第6条</u>の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の我孫子市一般職の職員の給与に関する条例

第9条の2の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第9条第6項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

- 3 第2条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員には適用しない。